

特定生産緑地の指定の解除

生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

位置	面積	備考	図面番号
堺区三宝町5丁294-3	677m ²	第2号生産緑地地区	1 / 5
西区浜寺元町6丁893	433m ²	第271号生産緑地地区	2 / 5
西区浜寺元町6丁895	433m ²		2 / 5
西区浜寺元町6丁897-2	254m ²		2 / 5
中区土塔町2313-8	116m ²	第337号生産緑地地区	3 / 5
中区土塔町2314-1	812m ²		3 / 5
中区土塔町2363-21	590m ²		3 / 5
中区八田北町1028-1	1477m ²	第506号生産緑地地区	4 / 5
中区深阪2丁2281-2	338m ²	第635号生産緑地地区	5 / 5
中区深阪2丁2282-2	53m ²		5 / 5
中区深阪2丁2283-2	108m ²		5 / 5

※生産緑地の位置及び面積は買取り申出時のもの